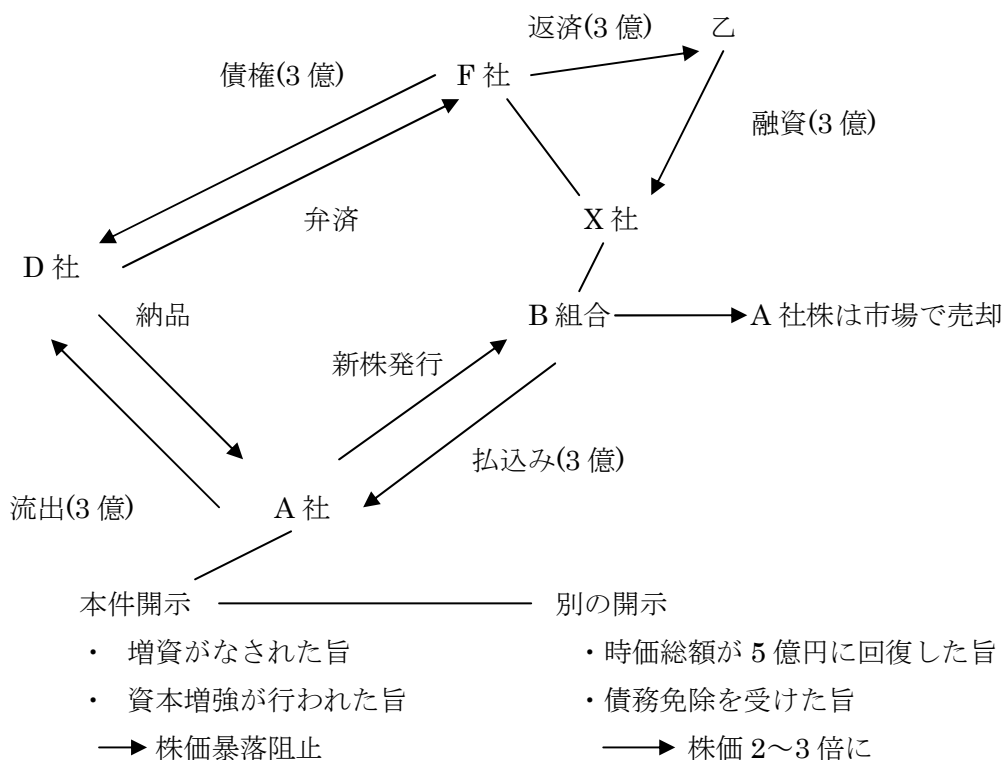


## 旧証券取引法 158 条違反被告事件(平成 22 年 2 月 18 日東京地裁)

### 一. 事実の概要

投資顧問業を営む X 会社の代表取締役（被告人）は、実質的に統括管理していた B 投資事業組合を通して、自らが指導援助等を行っている A 社における増資に伴う新株引受に際しての払込金の大半を、A 社をして、何の対価もなく直ちに流出させ、証券取引所が提供する開示情報システムにおいて、増資がなされた旨及び同増資により資本増強が行われている旨開示（以下、本件開示とする）させた。そして、それをもって、A 社の株価を維持させた上で、A 社株を売却して巨額の利益を得た。

### 二. 本件の構図



### 三. 適用法条

#### 1. 構成要件

- ・ 旧証券取引法 158 条(現金融商品取引法 158 条)

何人も、有価証券の募集、売出し若しくは売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等のため、又は有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。

#### 2. 刑罰

- ・ 旧証券取引法 197 条 1 項 7 号(現金融商品取引法 197 条 1 項 5 号)

次の各号のいずれかに該当する者は、10年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、これを併科する。

7号：第157条、第158条又は第159条の規定に違反した者

### 3. 没収・追徴

・旧証券取引法198条の二1項1号(現金融商品取引法198条の二1項1号)

次に掲げる財産は、没収する。ただし、その取得の状況、損害賠償の履行の状況その他の事情に照らし、当該財産の全部又は一部を没収することが相当でないときは、これを没収しないことができる。

1号：第197条第1項第7号若しくは第2項又は第197条の二第13号の罪の犯罪行為により得た財産

## 四. 問題の所在

1. 本件における被告人の行為が旧証券取引法158条所定の「偽計」にあたるか。
2. 旧証券取引法158条所定の「相場の変動を図る目的」に、株価維持の目的も含まれるか。
3. 旧証券取引法198条の二の没収・追徴の範囲の確定に際し、犯行後に生じた事情の影響が加味されるか。

## 五. 判旨

1. 実際には増資払込金は実体のない売買によって流出するにもかかわらず、一般の投資家が増資によって資産取得等に使用される相応の資金の確保が図られたと認識するような開示を行ったものであるから、「偽計」を用いたことにあたる。
2. 株価の下落を阻止するという目的も、真実が明らかになった場合に想定される本来の相場の動きを変えようとするものにほかならず、公正で自由な証券市場維持の見地から看過することはできないから、株価維持の目的も「有価証券等の相場の変動を図る目的」に含まれる。
3. 本件開示と因果関係が認められる、新株予約権の行使によって取得した株式の売却代金金額が没収・追徴の対象であるのが原則であるが、株式取得のために被告人が負担した金額、及び、本件開示とは別の開示によって上昇した株式の売却代金を裁量的に没収・追徴額から控除すべきである。

## 六. 評釈

本判決は、先例の少ない偽計の事案に一事例を加えるものであるが、当初から増資払込金を流出させることが予定され、実際に流出させた場合にも「偽計」に当たるとした点、株価維持の目的も「有価証券等の相場の変動を図る目的」に含まれるとした点、犯行後に生じた事情の影響を考慮して裁量的に没収・追徴の対象を限定した点等につきそれぞれ先例がないものと見られ、今後の実務の参考になると思われる。<sup>1</sup>

<sup>1</sup> 判例タイムズ 1330号 276頁。